

太田市生涯学習振興大会実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習の推進を目的とした生涯学習振興大会（以下「振興大会」という）を円滑に実施するため、太田市生涯学習振興大会実行委員会（以下「実行委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 振興大会の実施計画及び実施に係わる事項
- (2) その他振興大会の実施に必要な事項

(組織)

第3条 実行委員会の委員は、本市各地区生涯学習推進協議会代表者をもって構成する。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 監事は、委員長が選任する。

(職務)

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の業務を監査する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 実行委員会の庶務は、市民生活部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。